

銃後後援強化週間記録

昭和十四年度

軍事保護院

国立国会図書館

EG71

44



0040382000

0040382-000

EG71-44

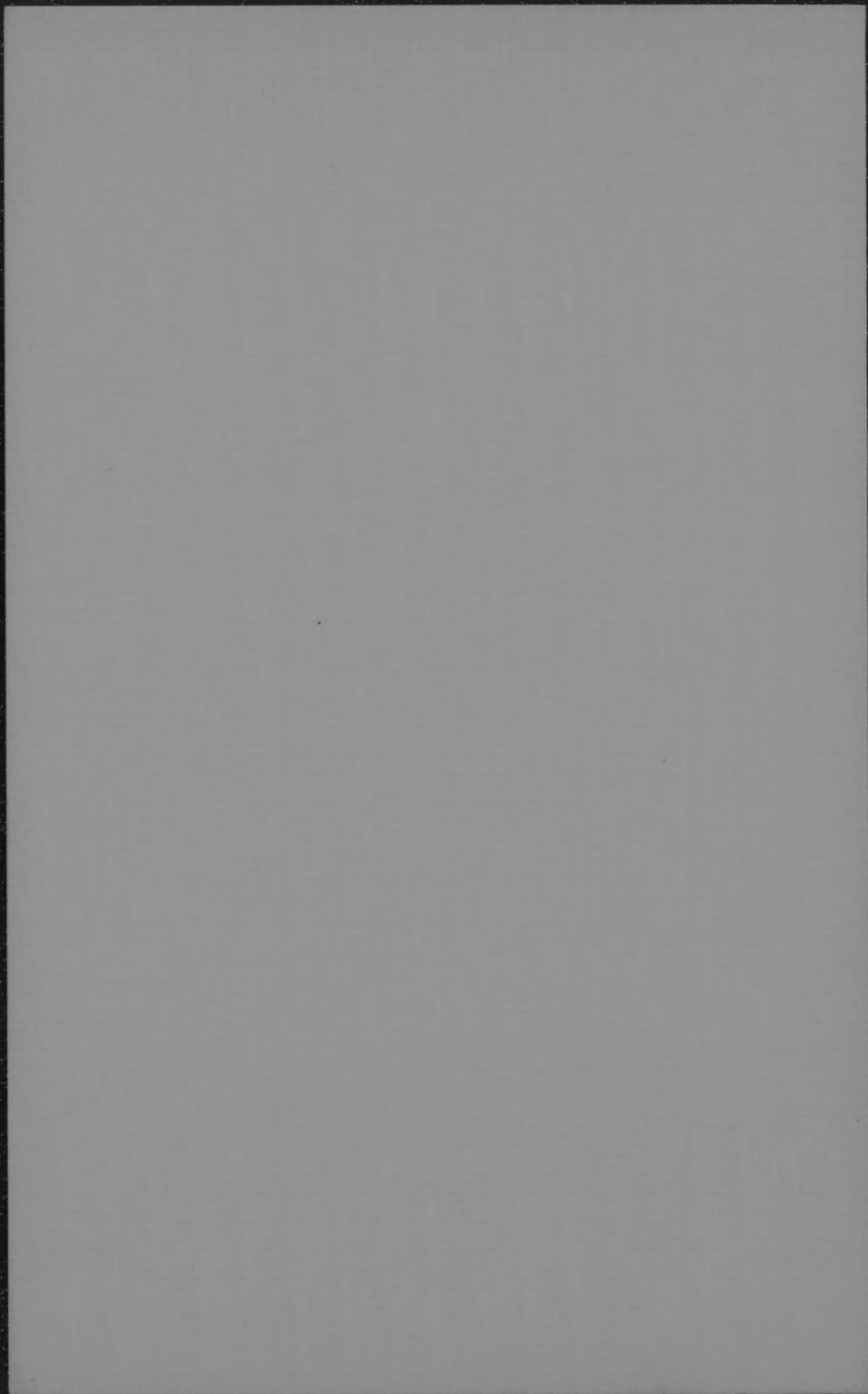
銃後後援強化週間記録

軍事保護院

昭和14年度

1940. 2

AGI



M34



銃後後援強化週間記録

昭和十四年度

軍事保護院



銃後後援強化週間記錄

軍事保護院

EG71
44



述演の臣大理總部阿るけ於に會演講大の堂會公谷比日



口入の場會上同



82W04888



述演の臣大軍海田吉同



述演の臣大軍陸畑同



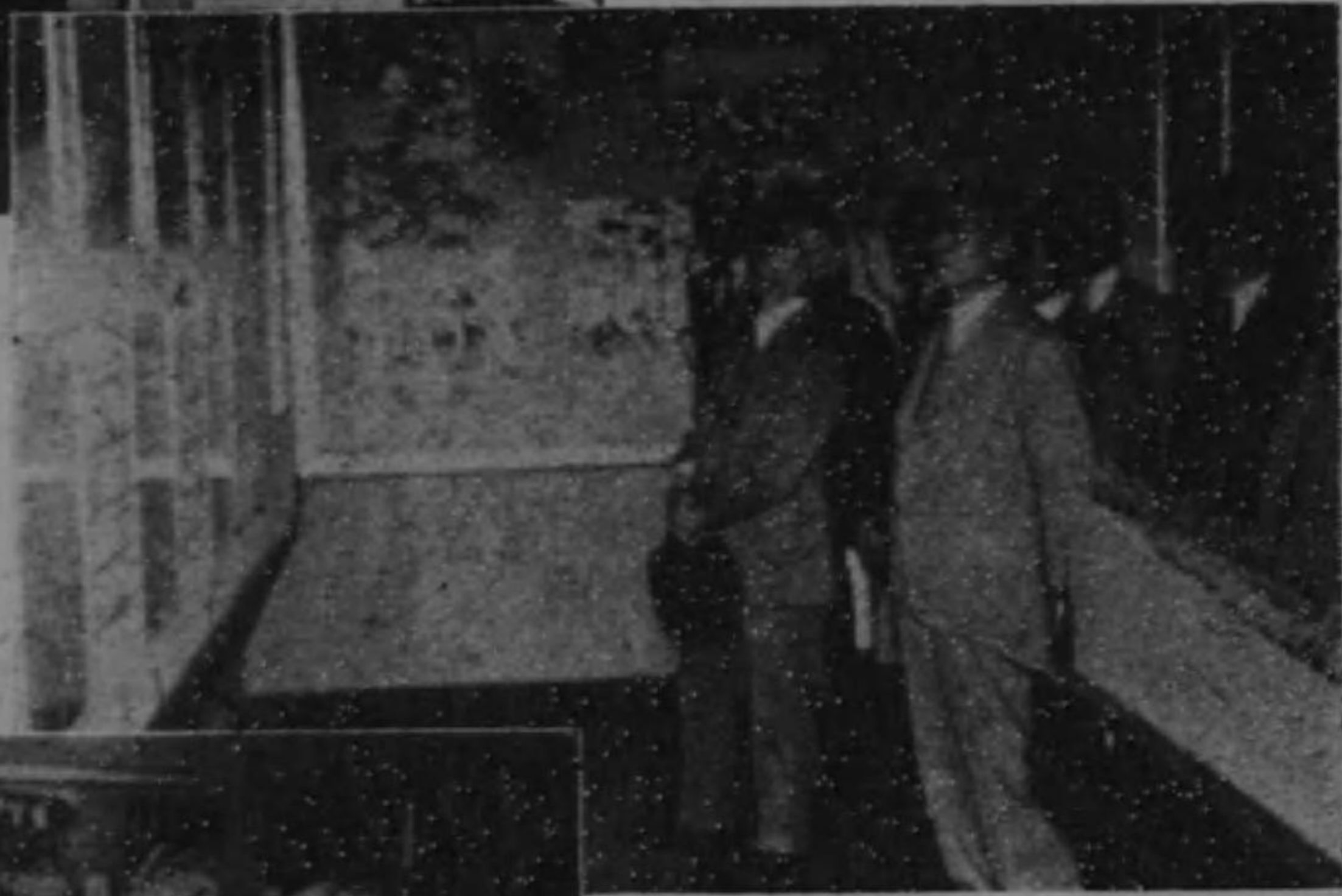
演講の氏郎三鈺生平同



衆聽るす場入てしなを列の蛇長々蜿



白木屋に於ける護院後
大展覽會會場入口



と相厚原小の中覽觀
裁總院護保事軍庄本



會場白木屋の
ショーウインド



述演の臣大生厚原小同



奏演の隊樂々軍海と衆聽るたち充に場會同



↑
會大奏演曲三體奉歌御
(と氏雄道城宮は上壇)
長伍ントリベ藤伊



品作賞懸の會人婦合聯本日大
待招の士勇衣白同と會表發



↑
應の中員職省生厚省務内
會安慰族家者歿戰及者召
(相厚原小は上壇)



同會場に白衣勇士の招待



や居芝紙育教はで上屋
たれは行も要法悼追者歿戰



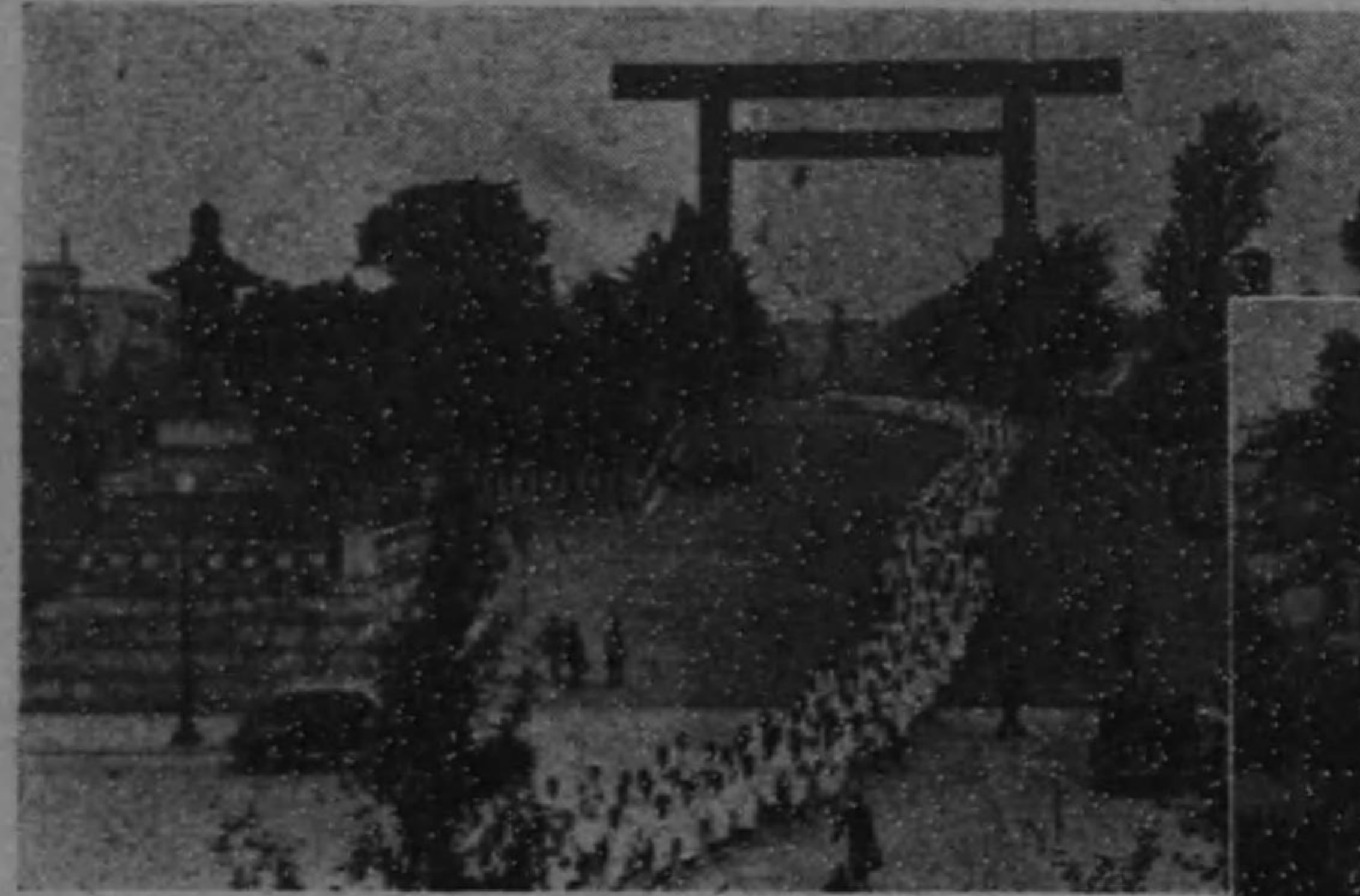
←
會場内の軍事援護
相談所及傷痍軍人
身上相談所



もに頭店



もに頭街



進行頭街の會大人婦援後後銃
へ堂講立共りよ社神國靖



會場に掲げられた皇軍
感謝電文と萬歳三唱





銃後援強化週間中間発行のポスター等

はしがき

軍人援護の完璧を期することは興亞聖戦の重要な推進力として國民の齊しく協心戮力してゆかねばならぬ事柄であるが、政府に於ては國民の銃後援に關する熱意を一層昂揚し、國民の各層が夫々の立場より軍人の遺族家族及傷痍軍人に對する協力支援を其の日常生活の上に具現するやう國民を教化する爲、毎年定期に國民的感謝運動を実施することとなつてゐるが、本年度に於ては一昨年賜はつた軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體し、國民精神總動員運動の一環として銃後援強化週間を設定し官民一致銃後援の強化を図ることとなつた。幸に本週間實施に當つては全國各地ともよくこの趣旨を體して、相當の成果を擧ぐるに到つたことは洵に意を強くするものがあつた。茲に本週間に際し政府並各道府縣其他公私の各團體に於て實施したる狀況を録し江湖の參考に資する次第である。尙各道府縣別の詳細に付ては都合上之を割愛した。

昭和十五年二月

軍事保護院

銃後後援強化週間記録目次

寫眞——銃後後援強化週間實施狀況

(一) 銃後後援強化週間實施の計畫及準備	一
一、銃後後援強化週間實施大綱の決定	一
二、各地方長官等に對する通牒	七
1. 實施大綱に關する事項	七
2. 實施大綱の實行方法に關する事項	九
3. 經費補助に關する事項	一三
4. 慰靈祭執行に關する事項	一六
5. 農山漁村勤勞奉仕に關する事項	二一
6. 營業を營む者に對する後援方に關する事項	二三
7. 接遇改善及座席讓與に關する事項	二四
8. 小國民の教化に關する事項	二九
9. 外地關係各方面に於ても本週間の趣旨を強調せしむる事項	三一
10. 傷痍軍人及戰歿軍人寡婦の指導に關する事項	三三
三、教化關係團體協議會の開催	三五
四、各種團體の實施すべき事業及助成	三五
五、映畫の作製	三六

(二) 銃後援強化週間の實施……………三六

一、中央に於ける各種の催……………三六

1. 日比谷に於ける大講演會……………三六

2. 護れ銃後大展覽會の開催……………四〇

3. 内務厚生兩省職員出征者家族慰安會……………四〇

4. 紙芝居總動員……………四一

5. ラヂオ放送……………四一

6. 各種印刷物等の作製(購入)配付……………四三

二、地方に於ける大講演會の開催……………四三

三、各種團體等の實施事項……………四三

1. 國民精神總動員中央聯盟……………四八

(イ) 銃後援強化に關する産業經濟團體協議懇談會……………四八

(ロ) 銃後援強化に關する軍事援護關係團體協議懇談會……………四九

2. 中央教化團體聯合會……………五〇

3. 婦人團體の活動……………五〇

(イ) 銃後援婦人大會の開催……………五〇

(ロ) 銃後援女子青年大會の開催……………五三

(ハ) 軍人援護に關する當選作品發表會の開催……………五三

(ニ) 「銃後家庭強化の歌」發表會……………五三

4. 佛教聯合會……………五三

5. 新聞社に於て企畫せられたる事項……………五三

(イ) 銃後援強化標語の募集……………五三

(ロ) 軍人援護に關する皇后宮御歌奉體三曲演奏大會の開催……………五三

(ハ) 銃後援強化寫眞の募集……………五四

(一) 銃後後援強化週間實施の計畫及準備

一、銃後後援強化週間實施大綱の決定

政府に於ては本年度に於ても國民精神總動員運動の一環として銃後後援強化週間を設定し一昨年賜はつた軍人援護に關する勅語の聖旨を奉體して、大に銃後後援の強化を圖ることとなり、先づ軍事保護院に於て之が實施に關する具體的大綱を立案して、内閣情報部に提出し、内閣情報部に於ては八月四日國民精神總動員部會に於て右大綱の決定を見、更に八月十日の次官會議に於て左記の如く週間の實施大綱が決定せられ、同日内閣書記官長より各省次官に對し左記の如き通牒が發せられた。

關係各省は夫々右通牒に基き適切なる施設を講ぜられたが、就中鐵道省に於ては民衆と直接接觸する所が多いので、關係各方面に對し大臣官房保健課長、運輸局長より九月十九日附を以て通牒が發せられたので併せて左に掲記した。

銃後後援強化週間實施大綱

一、趣 旨

銃後後援ノ強化ハ現下ノ多難ナル國際情勢ニ處シ與亞聖戰ノ目的ヲ達成スルニ缺クベカラザル事項タルニ鑑ミ茲ニ銃後後援強化週間ヲ設ケ客年賜ヘリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ 聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ官民協力以テ銃後後援ノ完璧ヲ期セントス

二、主 眼 事 項

戰歿軍人、傷痍軍人及出征軍人ニ對スル感謝ノ念ヲ昂揚シ以テ傷痍軍人、軍人ノ遺族及家族等ニ對スル援護ノ心操ヲ振起涵養スルト共ニ國民各層ノ日常生活ヲ通ジテ之ガ具現永續ヲ圖ル爲其ノ實踐ヲ強化スルコト

三、期 間

自昭和十四年十月三日至昭和十四年十月九日 一週間

四、實施要項

(一) 勅語ノ捧讀

官公署、學校、各種團體等ニ於テハ朝禮其ノ他適當ナル機會ニ昭和十三年十月三日内閣總理大臣ヲ召サレ賜ヘリタル軍人援護ニ關スル勅語ヲ捧讀シテ 聖旨ノ存スルトコロヲ一層深ク服膺スルコト

(二) 慰靈、祈願及遺烈ノ顯彰

(イ) 道府縣ニ於テハ可成本週間中今次事變戰歿軍人ノ慰靈祭ヲ行フコト

(ロ) 週間第一日ノ正午ヲ期シ各自在處ニ於テ戰歿軍人ノ英靈ヲ追悼シ傷痍軍人ノ平癒祈願及出征軍人ノ武運長久祈願ヲ行フコト

(ハ) 各自最寄ノ神社、寺院其ノ他適當ナル場所ニ於テ傷痍軍人ノ平癒祈願及出征軍人ノ武運長久祈願ヲ行フコト

(ニ) 各自戰歿軍人ノ墓ニ參拜スル等慰靈ノ誠ヲ捧グルト共ニ小學校其ノ他適當ナル場所ニ於テ戰歿軍人ノ寫眞又ハ遺品ノ展覽等ヲ行ヒ以テ故人ノ遺烈ヲ顯彰スルコト

(三) 生活支援ノ徹底

傷痍軍人、軍人ノ遺族及家族等ノ就職又ハ就職後ノ處遇ニ遺憾ナキヲ期スル爲事業主其ノ他各種産業關係者ハ當該協議會ヲ開催スル等適宜ノ措置ヲ講ジ以テ生活支援ノ徹底ヲ期スルコト

尙獨立シテ業ヲ營ム者ニ對シテハ其ノ家業ノ維持繼續ヲ容易ナラシムルヤウ益々隣保相扶ノ實ヲ舉グルコト

(四) 前線將兵、傷痍軍人、遺族及家族ニ對スル慰安

軍人ノ遺族及家族ノ慰安會又ハ懇談會等ヲ開催スルノ外各自前線將兵及傷痍軍人ニ對スル適當ナル慰問ノ方途ヲ講ズルコト

(五) 接遇改善ノ徹底

各種交通機關又ハ集會場等ニ於テハ傷痍軍人ニ對スル座席讓與ノ趣旨ノ徹底ヲ圖ルト共ニ劇場、映畫館、湯屋及旅館等ニ在リテハ傷痍軍人ノ精神の優遇ヲ一層徹底スル爲適宜ノ措置ヲ講ズルコト

(六) 善行者ノ表彰

(イ) 傷痍軍人又ハ其ノ家族、軍人ノ遺族或ハ家族中他ノ範トスルニ足ル者アル場合ハ之ガ表彰ヲ行フコト

(ロ) 傷痍軍人、軍人ノ遺族又ハ家族ニ對スル援護ニ關シ善行者(團體ヲ含ム)アル場合ハ之ガ表彰ヲ行フコト

(七) 青少年ニ對スル趣旨ノ徹底

各學校及青少年團ニ於テハ本週間ノ趣旨ニ關シ學生、生徒、兒童又ハ所屬團員ニ對シ訓話ヲ行フノ外學校ニ在リテハ各教材ニ適宜之ヲ取入レ以テ青少年ノ教化ノ徹底ヲ期スルコト

五、實施上特ニ留意スベキ事項

(一) 本週間ノ實施ニ際シテハ日常生活ニ於ケル實踐ト修練トヲ第一義トシ單ナル一時的ノ催ニ墮スルコトナク永續性ヲ持タシムル様留意スルコト

(二) 各道府縣市町村等ニ於テハ地方ノ實情ニ即シ具體的細目ノ實施計畫ヲ樹立シ其ノ實效ヲ舉グルニ努ムルコト

(三) 官公衙諸機關ハ本週間ノ趣旨ヲ積極的ニ諸般ノ行政ノ上ニ具現スルヤウ留意シ以テ率先協力ノ實ヲ舉グルコト

(四) 青少年團、宗教團體、教化團體、經濟團體、婦人團體等各種團體ハ國民精神總動員中央聯盟ヲ中軸トシテ緊密ナル連絡ノ下ニ本運動ノ實踐的協力ヲナス様努ムルコト

(五) 恩賜軍人援護會及銃後奉公會ニ在リテハ相互ニ連絡ヲ保チ本計畫ニ即應シ各般ノ有效適切ナル方途ヲ講ズルコト
財團
(六) 週間第一日ノ追悼祈願ノ時刻ニハラチオ放送、サイレン又ハ鐘等ヲ用ヒ周知方法ヲ講ズルコト

内閣閣甲第一七六號

昭和十四年八月十日

内閣書記官長 太田耕造

各省次官殿

銃後援強化週間實施大綱ニ關スル件

本日本官會議ニ於テ銃後援強化週間實施大綱別紙ノ通決定致候條實施方可然御配意相成度
追テ貴管下各廳ヘモ可然通達方御取計相煩度

(別紙大綱は次官會議決定の通なるを以て省略す以下同じ)

鐵官保慰第五〇六號

昭和十四年九月十九日

大臣官房保健課長
運輸局長

監察官殿

官房各課所長殿

本省各局長殿

國際觀光局長殿

鐵道調查部長殿

各工事、電氣事務所長殿

各教習所長殿

各鐵道局長殿

依命通牒

銃後援強化週間實施ニ關スル件

首題ノ件ニ關シ内閣書記官長ヨリ別紙寫ノ通り通牒有之候ニ就テハ左記ニ依リ銃後援強化週間ヲ實施可致ニ付趣旨徹底
其ノ他可然御取計相成度

追而施行後其ノ概要速ニ官房保健課長宛報告相成度

記

銃後援強化週間

一、期間

自十月三日至十月九日 一週間

二、實施事項

1. 勅語捧讀式

週間第一日ニ於テ客年十月三日内閣總理大臣ヲ召サレ賜ヘリタル「軍人援護ニ關スル勅語」捧讀式ヲ舉行シ 聖旨ノ
存スルトコロヲ一層深ク服膺スルコト

2. 默禱

週間第一日ノ正午ヲ期シ各自在所ニ於テ戰歿軍人、軍屬ノ英靈ニ對スル追悼、傷痍軍人、軍屬ノ平癒祈願並ニ出征軍
人、軍屬ノ武運長久祈願ノタメ默禱スルコト

右時刻ノ周知方ニ關シテハ適宜ノ方法ヲ講ズルコト

3. 前線及銃後ノ慰問援護ヲナスコト特ニ所屬長ハ所屬應召、配屬職員ニ對シ各所屬ノ近況ヲ通信スルコト
4. 傷痍職員ノ復歸方ニ關シ本週間ヲ機トシテ更ニ一層之ガ趣旨ノ徹底ヲ計ルコト
5. 列車、船、驛構内等ニ於ケル一般旅客公衆ニ對シテモ(2)ノ黙禱ノ時刻ヲ周知セシムルコト
右時刻ノ報知方ニ就テハ昭和十三年六月二十二日鐵運乙第一、一五二號運輸局ヨリノ通牒ニ依ルコト
6. 戰歿軍人、軍屬ノ英靈ニ對スル表敬方ノ強調竝ニ傷痍軍人、軍屬ニ對スル接遇改善及座席ノ讓與ニ關シテハ特ニ關係職員及構内營業關係者ヲシテ趣旨ノ徹底ヲ期セシムルコト
7. 銃後援會關係

イ、戰歿職員ノ遺族竝ニ戰傷病ニ因リ内地ニ送還セラレタル職員ニ對シ洩レナク慰問品ヲ贈呈スルコト

ロ、應召及配屬職員ニ對シ夫々家族ヲ通ジテ洩レナク慰問品ヲ贈呈スルコト

前二號ノ慰問品ニ就テハ別途銃後援會ヨリノ通牒ニ依ルコト

8. 各道府縣其ノ他地方ノ實施事項ニ就テハ出來得ル限り協力スルコト、シ職員及家族ヲシテ積極的ニ之ニ參加セシムル様態懸スルコト

追而本省ニ於テハ左記ニ依リ勅語捧讀式ヲ舉行ス

記

1. 式 場 本省大會議室
2. 日 時 十月三日 午前八時
3. 參 集 者
イ、省内高等官全部

ロ、判任官以下

省内各局 各五十名以内

其ノ他ノ各課所、國際觀光局、鐵道調査部 各二十名以内

4. 式次第

- 一、開式ノ辭
- 一、君ガ代奉唱
- 一、宮城遙拜
- 一、靖國神社ニ向テ黙禱
- 一、「軍人援護ニ關スル勅語」捧讀
- 一、訓 示
- 一、鐵道精神ノ歌齊唱
- 一、閉式ノ辭

二、各地方長官等ニ對スル通牒

1. 實施大綱に關する事項

銃後援強化週間實施に關して八月十五日附を以て厚生次官、文部次官、内務次官より警視總監、各道府縣知事宛左の如き通牒が發せられ、又内閣情報部長、各省次官に對しても左の如く右通牒の趣が通達せられた。尙國民精神總動員中央聯盟に對しては八月十日附を以て内閣情報部長より同聯盟理事長宛通牒が發せられたので併せて左に之を掲げる。

軍事保護院發授第一〇號

昭和十四年八月十五日

警視總監殿
各道府縣知事殿

銃後後援強化週間實施ニ關スル件

銃後後援ノ強化ハ現下ノ多難ナル國際情勢ニ處シ興亞聖戰ノ目的ヲ達成スルニ缺クベカラザル事項タルニ鑑ミ今般政府ニ於テハ別紙大綱ニ依リ國民精神總動員運動ノ一環トシテ銃後後援強化週間ヲ設定シ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ銃後後援ノ完璧ヲ期スルコト、相成候ニ付テハ官民一致以テ之ガ實效ヲ舉グル様致度依命此段及通牒候也

軍事保護院發授第一〇號

昭和十四年八月十五日

內閣情報部長殿
各省次官殿

銃後後援強化週間實施ニ關スル件

厚生次官
文部次官
內務次官

厚生次官
文部次官
內務次官

內閣情報部精第二二號

昭和十四年八月十日

國民精神總動員中央聯盟理事長
筑紫熊七殿

銃後後援強化週間實施大綱實施ニ關スル件

標記實施大綱別紙ノ通決定相成候ニ付之ガ實施方ニ關シ可然御配意相煩度此段及御通知候

2. 實施大綱の實行方法に關する事項

銃後後援強化週間實施大綱の實行方法に就いて更に八月三十日軍事保護院援護局長より各地方長官宛左の如く通牒が發せられた。

又和歌山外七縣に於いては適々縣會議員總選舉期日が本週間中又は週間直後に當る關係上特に八月二十五日附を以て軍事保護院援護局長、內務省地方局長、內務省警保局長より關係縣知事宛通牒が發せられたので併せて左に之を掲げる。

軍事保護院發授第一五號

昭和十四年八月三十日

各地方長官殿

軍事保護院援護局長

銃後後援強化週間實施ニ關スル件通牒

標記ノ件ニ關シテハ彙ニ別途厚生、文部、内務三次官ヨリ通牒相成候處之ガ實施ニ當リテハ左記事項御了知ノ上萬遺漏ナキヲ期セラレ度

追テ他ノ關係各省ヨリモ夫々所管事項ニ關シ通牒相成ルベキ見込ニ有之候條御含置相成度爲念

記

- 一、本週間實施ニ當リテハ一般國民ニ其ノ趣旨ノ滲透ヲ圖リ週間後ニ於テモ常時實踐セラル、様配慮スルコト殊ニ生活支援ノ強化ト青少年ニ對スル趣旨ノ徹底ニ就イテハ特ニ力ヲ注グコト
- 二、實施大綱中ノ實施要項ハ單ニ原則ヲ掲ゲタルモノナルヲ以テ夫々地方ノ實情ニ即應セル方途ヲ講ジ關係各官公署各團體等トモ豫メ協議會ヲ開催スル等緊密ナル連絡ヲ圖リ速カニ諸般ノ準備ヲ完了シテ週間第一日ヨリ直ニ全面的實踐運動ヲ開始スルコト
- 三、軍人授護ニ關スル勅語寫ハ貴廳及市區町村役場並ニ小學校用ノ分トシテ近ク一括送付スベキニ依リ夫々之ヲ配付セラレ度キコト
- 四、本週間實施ニ要スル經費中傷痍軍人ニ關スル一般的週間行事ニ付テハ六月一日傷兵保護院發計第一八八號傷痍軍人ノ指導並ニ國民ノ教化等ニ關スル豫算配賦ノ件通牒ノ銃後後援強化週間實施ニ要スル經費、傷痍軍人又ハ其ノ家族ノ表彰ニ關スル事項ニ付テハ同通牒ノ傷痍軍人ノ指導ニ要スル經費、傷痍軍人授護ニ關スル善行者ノ表彰ニ付テハ同通牒ノ國民ノ教化等ニ要スル經費ヲ以テ各之ニ充當スルコト
- 軍人ノ遺族及家族ニ關スル週間行事ニ付テハ五月十五日厚生省發臨軍第二四號軍人遺族家族ノ教化事業助成ニ關スル件通牒ニ依ル經費ヲ之ニ充當スルコト
- 尙前二項ニ共通ノ事項ニ付テハ前記何レノ經費ヲ以テ經理スルモ差支ナキコト

追テ慰靈祭執行ニ要スル經費ニ付テハ恩賜軍人授護會ヨリ同會道府縣支部ニ相當額ノ助成金交付ノ見込ナルコト

五、慰靈祭ノ執行ニ付テハ左ノ各號了知ノ上實施スルコト

- (一) 慰靈祭ハ道府縣及恩賜軍人授護會道府縣支部ノ共同主催トスルコト
- (二) 慰靈祭ノ執行ニ當リテハ關係軍當局ト緊密ナル連絡ヲトリ其ノ協力ヲ得ル等遺漏ナキヲ期スルコト
- (三) 厚生大臣慰靈ノ辭ハ豫メ貴官宛送付スベキヲ以テ代讀スルコト
- (四) 厚生大臣ヨリ花輪一對ヲ供フベキヲ以テ貴官ニ於テ可然調製シ之ニ要スル經費ハ軍人遺族家族教化指導事業助成ニ關スル件通牒ニ依ル經費ヨリ之ヲ支出スルコト
- (五) 遺族ハ各世帯ヨリナルベク洩レ無ク參列スル様配慮スルコト
- (六) 遺族ニハ供物ヲ頒ツ様取計フコト
- (七) 參列遺族ノ鐵道運賃ハ五割引ノ取扱ヲナスコトニ鐵道省ト打合濟ニ付關係鐵道當局ト連絡ノ上可然取計フコト
- 六、軍人ノ遺族及家族ノ就職ニ關シ協議會ヲ開催スルニ當リテハ特ニソノ内職ノ斡旋ニ付イテモ關係各方面ノ協力ヲ得ル様配慮スルコト
- 七、前線將兵、傷痍軍人、遺族及家族ニ對スル慰安ニ付テハ其ノ内容方法等ニ於テ教化上遺憾ナキ様特ニ留意スルコト
- 尙傷痍軍人ニ對スル慰問ニ付テハ療養中ノ傷痍軍人又ハ其ノ留守家族ヲ主タル對象トスルコト
- 八、善行者ノ表彰ニ關シテハ左ノ各號了知ノ上前年ニ準ジ嚴密慎重ニ實施スルコト
- (一) 表彰ハ本週間中ニ於テ貴官ノ名ヲ以テ之ヲ行フコト
- (二) 銃後後援事業ノ成績特ニ優良ナル市區町村銃後奉公會町内會部落等ノ表彰ヲ行フモ差支ナキコト
- 九、本週間宣傳用ポスター及パンフレット等ハ追テ送付スベキニ付到着後直ニ揭示又ハ配付スルコト
- 一〇、本週間終了後速ニ左ノ事項ヲ報告スルコト

尙参考トナルベキ寫眞アル場合ハ之ヲ添附スルコト

- (一) 道府縣ニ於ケル實施概要
- (二) 市町村ニ於ケル實施概要
- (三) 各種團體其ノ他民間ニ於ケル實施概要
- (四) 本週間實施ノ效果並ニ將來實施上参考トナルベキ事項ニ關スル意見

軍事保護院發援第一三號

昭和十四年八月二十五日

軍事保護院 援護局長
 內務省 地方局長
 內務省 警保局長

和歌山、山口、高知、熊本
 山梨、三重、徳島、靜岡縣知事殿

銃後援強化週間實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ本月十五日厚生、文部、內務三次官ヨリ通牒相成候處貴縣ニ於テハ縣會議員選舉ノ關係モ有之ト存ゼラルルニ付テハ左記御含ミノ上實施上遺憾無キヲ期セラレ度此段及通牒候

記

- 一、協議會、懇談會、講演會、慰安會並ニ慰問等ハ選舉運動ノ爲ニ悪用セララル、コトナキ様十分留意スルト共ニ其ノ處アリト認メラル、トキハ之ヲ省略スルヲ得ルコト
- 二、投票當日ハ諸般ノ行事執行ニ當リ特ニ選舉ニ支障無カラシムル様留意セラレ度キコト
- 三、其ノ他選舉運動ノ爲ニ利用セララル、虞アル諸般ノ行事ハ弊害ヲ醸サ、ル様細心ノ注意ヲ拂フコト

四、已ムヲ得ザル事由ニ因リ取止メタル事項ハ週間後ニ於テ實施スルモ差支ナキコト

(備考) 關係縣會議員總選舉期日一覽

和歌山	十月五日	山口	十月五日
高知	十月五日	熊本	十月五日
山梨	十月六日	三重	十月九日
徳島	十月十日	靜岡	十月十四日

3. 經費補助に關する事項

銃後援強化週間實施に要する經費補助に關しては、曩に五月十日厚生次官、六月一日傷兵保護院計劃局長より地方長官宛左の通牒が發せられた。之が經理方に付ては前項八月三十日附軍事保護院發援第一五號援護局長通牒の通である。

發臨軍第二四號

昭和十四年五月十日

厚生次官

各地方長官殿

軍人遺家族教化指導事業助成ニ關スル件通牒

遺族家族ノ教化指導ニ關シテハ夫々地方ノ實情ニ即應セル方途ヲ講ゼラレツツアルコトト存ジ候處時局ハ愈々東亞新秩序建設ノ段階ニ入りタルニ鑑ミ國民ノ軍事援護ニ關スル認識ヲ一層深カラシムルト共ニ遺族家族ノ教化指導特ニ遺族ニ對シテハ永ク其ノ矜持ヲ堅持シ家門ノ名譽ヲ益々顯揚セシムルニ努ムル等教化指導ノ徹底ヲ期スルノ要緊切ナルモノ有之ト認メラレ候ニ付テハ之ニ要スル經費トシテ貴縣(道府)ニ對シ 圓交付相成見込ニ付左記事項了知ノ上事業計畫ヲ樹立シ

速ニ助成金交付申請相成度

記

- 一、本助成金ハ軍人遺族家族ノ教化指導事業ニ要スル經費ニ充當スルコト
- 二、本經費ニ依ル事業ハ道府縣ニ於テ之ヲ實施スルコト
- 三、本助成金ハ縣(道府)費豫算ニ計上スルコト
- 四、助成金ノ交付申請書ニハ左ノ書類ヲ添付シ六月十日迄ニ提出スルコト
(イ) 事業計畫書(別紙様式ニ依ルコト)
- (ロ) 關係豫算議決書謄本若ハ豫算案(豫算案ノ場合ハ議決後直ニ豫算書ヲ追送スルコト)
- 五、本助成金ハ他ノ經費ニ流用セザルコト

遺族家族教化指導事業實施計畫書

指	種				經費總額	同		内
	別					上	内	
協議會費	講演會費	協議懇談會費	圖書印刷費	通信運搬費	其他	國庫助成見込	道府縣費其他	内

傷兵保護院發計第一八八號

昭和十四年六月一日

傷兵保護院計畫局長

各地方長官殿

傷兵軍人ノ指導並ニ國民ノ教化等ニ關スル豫算配賦ノ件通牒

傷兵軍人ノ指導並ニ國民ノ教化等ニ要スル經費豫算トシテ金 圓別途令達可相成候處之方執行ニ關シテハ左記各項御了知ノ上所期ノ目的ヲ達成スルニ遺憾ナキヲ期セラレ度

記

- 一、本豫算額ハ左記ノ區分ニ依リ執行スルコト
- (一) 金 圓 傷兵軍人ノ指導ニ要スル經費
- (二) 金 圓 國民ノ教化等ニ要スル經費
- (三) 金 圓 銃後後援強化週間(假稱)實施ニ要スル經費

- 二、前項(一)及(二)ノ豫算ハ本年五月三十日傷兵保護院發計第一八五號傷兵軍人ノ精神指導並ニ一般國民ノ教化ニ關スル件依命通牒ニ依ル諸計畫實施上ノ經費ニ充當スルコト
- 三、銃後援強化週間(假稱)ハ本年度ニ於テモ十月初旬實施ノ豫定ニシテ何レ實施要綱等通達スベキモ前年度ニ準ジ豫メ準備シ置クコト
- 四、軍人傷痕記章ノ傳達及傷痕軍人死亡ノ場合地方長官ノ呈スル弔辭ニ要スル經費ハ第一項(二)ノ豫算ヨリ之ヲ支出スルコト
- 但シ本經費ハ必要最少限度ニ止ムルコト
- 五、本豫算ノ執行計畫(銃後援強化週間實施ニ要スル分ハ之ヲ除ク)ヲ至急樹立シ六月末日迄ニ報告スルコト
- 六、本豫算ハ次年度ニ繰越使用シ得ザルコト
- 七、本豫算執行ノ結果ニ付テハ年度終了後速ニ報告スルコト

4. 慰靈祭執行に關する事項

慰靈祭執行に付ては前掲八月三十日附軍事保護院發援第一五號援護局長通牒の通であるが、右に關し財團恩賜軍人援護會理事長より道府縣支部長に通牒が發せられ、又慰靈の辭送付に關し援護局長より各地方長官に通牒が發せられたので夫々左に之を掲げる。

恩地第四一〇號

昭和十四年八月三十日

恩賜軍人援護會 縣支部長殿
財團

恩賜軍人援護會理事長 富田愛次郎
財團

慰靈祭助成金ノ交付ニ關スル件

今次事變ニ於ケル戰歿軍人軍屬ノ慰靈祭助成金トシテ金
通牒候也

圓交付可相成候條左記御了知ノ上可然御措置相成度右及

記

- 一、慰靈祭ハ可成銃後援強化週間中ニ關係道府縣ト共同主催ニ依リ執行スルコトトシ之ガ實施ニ際シテハ軍當局ト緊密ナル連絡ヲ保チ其ノ協力ヲ得ルニ遺憾ナキヲ期スルコト
- 二、今次事變ニ於ケル戰歿者遺族ハ各世帯ヨリ可成一人以上參列セシムルコト
- 三、助成金ハ概ネ左ノ經費ニ充當スルコト

- (一) 祭場設備費
- (二) 祭式諸費
- (三) 供物料
- (四) 遺族旅費
- (五) 遺族接待費

- 四、遺族ニハ夫々供物ヲ贈呈スルコト
- 五、慰靈祭執行狀況報告書及慰靈祭費收支精算書ヲ別紙様式ニ依リ調製シ十月末日迄ニ無相違提出スルコト
- 六、事業費ノ支出精算額ガ助成金額ニ違セザルトキハ其ノ差額ヲ返還セシムルコトアルベキコト

(別紙)

慰靈祭執行狀況報告書

(五) 參列遺族ノ優遇方法	(2) 其 ノ 他	(1) 遺族						(四) 參 列 者	(三) 執 行 場 所	(二) 主 催 者	(一) 執 行 年 月 日	區 別	狀 況
		戶 數			人 員								
		計	其 ノ 他	事 今 變 次	計	其 ノ 他	事 今 變 次						
(ハ) (ロ) (イ) (ヘ)(ロ)(イ) (主ナル參列者) 師團長 貴衆兩院議員 ………	人	戶	戶	戶	人	人	人						
(イ) 旅費宿泊料ノ全額支給 (說明)………													
(ロ) 旅費ノ一部支給 (說明)………													
(ハ) 鐵道運賃五割引 (說明)………													

(別紙)

慰靈祭費收支精算書
收入

(六) 執行ノ効果及將來ニ對スル意見
(ニ) (說明)……… 省營以外ノ車船賃ノ割引 (說明)……… 電車「バス」等ノ無料乗車 (說明)……… (ホ) 旅館溫泉ノ宿料等ノ割引 (說明)……… (ト) 供物ノ贈呈 (說明)……… (チ) 記念品ノ贈呈 (說明)……… (リ) 劇場等ノ招待 (說明)……… (ヌ) 慰安會ノ開催 (說明)……… (ル) 何々 (說明)………

本部助成金	支部費	道府縣費	指定寄附金	市町村費	何々	合計

支出

祭場設備費	祭式諸費	供物料	遺族旅費	遺族接待費	何々	合計
		一人ニ付	一人ニ付	一人ニ付	一人ニ付	

差引金 圓

軍事保護院發援第二七號

昭和十四年九月二十九日

各地方長官殿

軍事保護院援護局長

慰靈之辭送付ニ關スル件通牒

銃後後援強化週間中ニ於テ貴縣(道府)並ニ恩賜軍人援護會貴縣(道府)支部共同主催ノ下ニ執行セラルベキ今次事變戰歿者慰靈祭ニ於ケル厚生大臣慰靈之辭ハ別紙ノ通ニ付八月三十日軍事保護院發援第一五號通牒ニ依リ貴官ニ於テ代讀方可然

御取計相成度

厚生大臣慰靈之辭

本日〇〇縣(道府)並ニ恩賜軍人援護會〇〇縣(道府)支部共同シテ今次事變戰歿將兵諸氏ノ爲ニ慰靈祭ヲ執行セラルルニ當リ恭シク護國ノ英靈ニ白ス
願ミレバ支那事變ノ漸ク擴大スルニ從ヒ皇軍益其ノ威力ヲ大陸ノ各地ニ發揮スルニ至レリ諸氏ハ命ヲ奉シテ勇躍征途ニ上リ言語ニ絶スルノ困苦缺乏ニ堪ヘ一意聖戰ニ從ヒシニ或ハ砲彈ニ墮レ或ハ病傷ニ歿セラレタリ
凡ソ皇軍將兵ノ忠烈勇武ナル進ミテ攻ムレバ拔カザル無ク留マリテ守レバ尺寸モ侵サシメズ 皇威ヲ八紘ニ輝カシ東亞新秩序ノ建設著々其ノ歩ヲ進ムルニ至ル之レ實ニ一死以テ君國ニ報ゼラレタル諸氏ノ功烈ニ頼ルコト多大ニシテ赫々タル遺勳ハ永ク後世ニ垂範スベシ感激曷ソ禁ゼン
今ヤ外ニハ皇軍將兵ノ勇武倍振ヒ内ニハ銃後國民ノ決意愈固ク國ヲ舉ゲテ大業ノ成遂ニ邁進シツツアリ在天ノ英靈以テ自ラ慰ムベシ

翻ツテ念フニ恨ムラクハ勇姿再ビ仰グベカラス況ンヤ心一タビ諸氏ガ遺族ノ上ニ馳スルトキ亦斷腸ノ感ナキ能ハズト雖官民齊シク之ヲ敬シ之ヲ護リ厚ク感謝ノ誠ヲ効サントス英靈亦以テ安ンズベキカ
茲ニ度シデ景仰追慕ノ至忱ヲ表ス希クバ享ケヨ

昭和十四年十月 日

厚生大臣 小 原 直

5. 農山漁村勤勞奉仕に關する事項

銃後後援強化週間實施に當リ農山漁村に於ける勤勞奉仕施設を整備強化し、傷痍軍人、軍人の遺族及家族の生活支援に

當る様、農林省經濟更生部長、軍事保護院援護局長より各地方長官宛左の通牒が發せられた。
十四更第八六八〇號
昭和十四年九月十六日

縣 知 事 殿

農林省經濟更生部長
軍事保護院援護局長

銃後援強化週間實施ニ關スル件

銃後援強化ニ關シテハ夫々銳意御配意中ノコトト存候處農山漁村ニ於ケル傷痍軍人戰歿軍人ノ遺族及應召軍人戰歿軍人ノ家族等ノ生活支援ノ徹底ヲ期スルヘ今日特ニ緊要ナルニ鑑ミ農山漁村ニ於ケル勤勞奉仕施設ヲ整備強化シ有效適切ナル計畫ノ下ニソノ活動ヲ促進セシメ以テ此等遺族家族ノ生活ヲ安固ナラシムルト共ニ併セテ銃後生産力ノ維持擴充ニ資セシメラレ度就中收穫期ニ入レル地方ニ於テハソノ收穫作業ノ遂行ヲ遺憾ナカラシムル様配意相成度此段及通牒候也

6. 營業を営む者に対する後援方に関する事項

銃後援強化週間之際して傷痍軍人、軍人の遺族及家族にして營業を営む者に対し特に後援方に関し商工省振興部長、軍事保護院援護局長より各地方長官宛左の通牒が發せられた。

一四振第三五八八號

昭和十四年九月十五日

商工省振興部長 妹 川 武 人
軍事保護院援護局長 數 藤 鐵 臣

知 事 殿

銃後援強化週間實施ニ關スル件

來ル十月三日ヨリ實施可相成銃後援強化週間ニ際シテハ曩ニ厚生次官、文部次官及内務次官名ヲ以テ通牒相成候銃後援強化週間實施大綱(昭和一四、八、一〇次官會議決定)ノ趣旨ニ從ヒ戰歿軍人ノ遺族、出征軍人ノ家族、傷痍軍人及歸還軍人等ニシテ營業ヲ營ム者ニ對シ特ニ左記事項留意ノ上其ノ營業繼續ニ關シ可然措置相成度此段及通牒候也

記

- 一、地方應召商工業者營業援護委員會ヲ銃後援強化週間前ニ開催シ營業援護ニ關シ過去ノ實績ニ徴シ今後ノ方針ヲ確立スルト共ニ關係方面ト密接ナル提携ヲ圖リ強化週間實施ニ萬遺漏ナキヲ期スルコト
- 二、強化週間中左ノ各項ノ措置ヲ爲シ營業援護ノ徹底ヲ圖ルコト
 - (一) 營業援護事業ノ趣旨ヲ一般ニ理解セシムル爲講演會ノ開催、宣傳ビラノ配付及ポスター揭示等ヲ爲スコト
 - (二) 模範的援護ニ關シ後援者(産業奉仕委員及商工團體)等ノ表彰ヲ行フコト
 - (三) 産業奉仕委員及關係職員並ニ各種商工團體役員ノ協議會ヲ開催シテ相互ノ連絡ヲ圖ルコト
 - (四) 産業奉仕委員ヲシテ此ノ際左ノ措置ヲ執ラシムルコト
 - (イ) 週間中可及的擔當應召商工業者ノ家庭ヲ訪問シ遺族家族ヲ慰問スルト共ニ其ノ營業經營ヲ指導スルコト
 - (ロ) 得意先維持ノ爲産業奉仕委員事務所ト連絡シテ得意先宛依頼狀發送等適當ナル措置ヲ執ルコト
 - (ハ) 商品仕入斡旋ノ爲問屋方面ニ對シ便宜供與方書面又ハ口頭ニヨリ依頼スルコト
 - (ニ) 勞務ノ補給ニ付便宜ヲ供與スルコト
 - (ホ) 金融業者ヲ歴訪シ銃後援強化ニ對シ理解ヲ深メシムルコト

三、各種商工團體及組合へ其ノ團體員又へ組合員ニ對シ營業保護ノ趣旨ノ徹底ヲ期スルト共ニ相互ニ連絡シテ賦課金等ノ減免ヲ圖ルコト

7. 接遇改善及座席讓與に關する事項

傷痍軍人の接遇改善及座席讓與の趣旨徹底方に關し九月二日軍事保護院援護局長及内務省警保局長より各地方長官に對し左の通牒が發せられた。

尙汽車汽船電車バス等交通機關内に於ける同様趣旨徹底方に關し鐵道省監督局長より各地方長官、各地方鐵道局長、鐵道同志會長、日本乗合自動車協會會長及各軌道鐵道株式會社社長宛通牒が發せられたので左に之を掲げる。

軍事保護院發授第一六號

昭和十四年九月二日

軍事保護院援護局長
内務省警保局長

警視總監殿
道府縣知事殿

統後援強化週間實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シ八月十五日厚生文部内務三次官ヨリ又八月三十日軍事保護院援護局長ヨリ夫々通牒相成候處標記週間實施大綱中接遇改善ノ徹底ニ關シテハ左記各項御留意ノ上遺憾ナキ様御取計相成度尙交通機關ニ關聯スル事項ニ就テハ更ニ右ノ外關係當局ヨリ別途通牒有之ベキ見込ニ付爲念

記

- 一、座席讓與ノ趣旨ノ徹底ニ關シテハ單ナル宣傳ニ終ルコトナク關係業者ノ自發的協力ヲ促シ以テ大衆ノ實踐的訓練ニ力ヲ注グコト
- 二、民間ニ於テ講ズル各種優遇ノ方途ニ關シテハ其ノ内容ニ充分留意シ本週間中ノミノ一時的措置ニ終リ將來其ノ永續ヲ困難ト認メラルモノハ却ツテ弊害ヲ醸ス虞アルヲ以テ之ヲ避ケシムルコト
- 三、以上ノ外昭和十三年八月二十三日傷兵保護院發授第五〇號通牒ノ趣旨ニ依リ取計フコト

(參考)

傷兵保護院發授第五〇號

昭和十三年八月二十三日

傷兵保護院計畫局長
内務省警保局長

警視總監殿
北海道廳長官殿
各府縣知事殿

統後援強化週間實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本月十日發社第二八五號ヲ以テ文部内務厚生三次官ヨリ又本月十八日傷兵保護院發授第四六號ヲ以テ傷兵保護院計畫局長及厚生省臨時軍事援護部長ヨリ夫々通牒相成候處標記週間實施要項中傷痍軍人ノ接遇改善協議會ノ開催並座席讓與ノ趣旨ノ徹底ニ關シテハ左記各項御留意ノ上遺憾ナキ様御取計相成度

尙交通機關ニ關聯スル事項ニ就テハ更ニ右ノ外關係當局ヨリ別途通牒有之ベキ見込ニ付爲念

記

- 一、演劇映畫其ノ他興行ノ入場料、觀覽料又ハ湯屋、旅館、理髮店ノ料金若ハ電車バスノ運賃等ヲ興行者、營業者、交通運輸業者等ノ負擔ニ於テ特ニ傷痍軍人ニ對シ無料ト爲サシムルガ如キハ却テ傷痍軍人ノ矜持ヲ傷ツクルガ如キ結果ニ陥ルノ虞アリト認メラルルヲ以テ本計畫ノ實施ニ當リテハ永續困難ト認メラルル物質的優遇ハ之ヲ避ケ專ラ精神的方面ニ主眼點ヲ置キ懇切ニ案内接待等ヲ爲スコトニ充分ノ意ヲ用フルコト
- 二、興行場又ハ營業者ニ本週間ノ揭示用トシテポスター、懸垂幕等ヲ配付シタルトキハ出來得ル限り衆人ノ看易キ場所ニ掲ゲシムル等其ノ效果ヲ擧グルニ努ムルコト
- 三、演劇、映畫其ノ他觀物興行等ニ於テ觀客ニ於テ交付スルプログラム等ニハ適當ノ箇所ニ本週間ノ趣旨ニ相應スル標語ヲ挿入セシムルコト
- 四、座席讓與ノ趣旨ノ徹底ニ關シテハ關係方面トヨク連絡ヲ保チ其ノ協力ヲ求ムルト共ニ演劇、映畫其ノ他觀物興行場、汽車、汽船、電車、バス其ノ他ノ交通機關、待合所又ハ集會場等ノ従事者ニ對シ特ニ本主旨ヲ理解セシムル様努ムルコト

監雜第一一〇四號

昭和十四年九月十三日

知事殿

鐵道省監督局長

通牒

今般政府ニ於テハ昨年同様來ル十月三日ヨリ十月九日迄一週間ニ亘リ國民精神總動員強化ノタメ銃後後援強化週間ヲ實施スルコトニ相成候ニ付テハ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ銃

後後援ノ完璧ヲ期スル様貴管下鐵道軌道業者及自動車運輸事業者ニ對シ之ガ實效ヲ擧クル様御配慮相煩度

追而地方鐵道及軌道業者ニ對シテハ別紙通牒ニ實施大綱添付致置候條御了知相成度

(別紙通牒は後出)

監雜第一一〇四號

昭和十四年九月十三日

鐵道省監督局長

各地方鐵道局長殿

通牒

今般政府ニ於テハ昨年同様來ル十月三日ヨリ十月九日迄一週間ニ亘リ國民精神總動員運動ノ一環トシテ別紙實施大綱ニ基キ銃後々後援強化週間ヲ設定シ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ以テ銃後後援ノ完璧ヲ期スルコト、相成候ニ付テハ當局ニ於テ別紙通牒及實施大綱ヲ地方鐵道及軌道ニ送附致置候モ貴官ニ於カレテモ尙之ガ徹底方取計相成度

監雜第一一〇四號

昭和十四年九月十三日

鐵道省監督局長

鐵道同志會長殿

日本乗合自動車協會會長殿

通牒

今般政府ニ於テハ昨年同様來ル十月三日ヨリ十月九日迄一週間ニ亘リ國民精神總動員強化ノ爲銃後後援強化週間ヲ實施スルコトニ相成候ニ付テハ別紙通牒並實施大綱ニ基キテ其ノ實績ヲ舉グル様地方鐵道及軌道業者ニ通牒致置候條貴會ニ於カレテモ之ニ御協力方相煩度此段得貴意候

監雜第一一〇四號

昭和十四年九月十三日

鐵道省 監督局長

鐵道株式會社社長殿

通牒

今般政府ニ於テハ昨年同様來ル十月三日ヨリ十月九日迄一週間ニ亘リ國民精神總動員運動ノ一環トシテ別紙實施大綱ニ基キ銃後後援強化週間ヲ設定シ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ以テ銃後後援ノ完璧ヲ期スルコト、相成候ニ付テハ交通業者ハ特ニ左記事項ニモ留意ノ上關係ノ向ト良ク連絡ヲ保チ之ガ實效ヲ舉グルニ遺憾ナキ様努力相成度

記

- 一、傷痍軍人ノ接遇改善ニ付テハ精神的優遇ニ重點ヲ置キ苟モ週間中ノミノ一時的措置ニ終リ却ツテ其ノ矜持ヲ傷ツクル結果ニナラザル様留意ノコト
- 二、從事員ヲシテ軍人傷痍記章ヲ正確ニ認識セシムルト共ニ尙一層懇切ナル接遇ヲナサシムル様指導訓練ヲスルコト
- 三、座席讓與ノ趣旨ノ徹底ニ關シテハ關係方面ト連絡ヲ保チ從事員ニ對シ特ニ本趣旨ヲ理解セシムルト共ニ乗客ニ對シ

テモ進ンデ傷痍軍人ニ座席讓與ナサシムル様誘導スル事

四、傷痍軍人ノ乗降ニ際シテハ特ニ留意スルコト

五、本週間ノ揭示用トシテ別途ポスター類ノ配布ヲナスベキニ付驛、停留場、待合所及車内等適當ノ箇所ニ之ガ掲出ヲナスコト

六、所屬長ハ所屬職員及驛構内關係従業員等ニ對シ訓話又ハ講演會等ヲ開催其ノ他適當ナル方法ヲ以テ本週間實施ノ趣旨徹底ヲ計ルコト

七、本週間中ニ於ケル各種會合及朝禮等ニ際シテハ戰歿軍人軍屬ノ追悼ノタメ默禱シ又傷痍軍人軍屬ノ平癒祈願並出征軍人及軍屬ノ武運長久ノ祈願ノタメ業務ニ支障ナキ限リ職員代表者ヲシテ參詣セシムルコト

八、職員ノ戰歿者ノ遺族並戰傷病者ニテ内地ニ送還セラレタル者ニ對シテ慰問ヲナシ傷痍軍人ノ復職ニ對シテハ萬全ヲ期スルコト

8. 小國民の教化に關する事項

小國民の教化に關しては、前回の強化週間實施に當リ文部省普通學務局長より各地方長官宛左の通牒を發シ管下教職員を督勵し兒童生徒に對し銃後後援強化の趣旨徹底に努めしめ、今後永続的に一般國民の日常生活の上に軍人援護の心構を具現せしむる様取計つてある。

尙軍人傷痍記章及遺族記章の模型を配付し、又紙芝居を利用したことについては後段記載の通である。

發普一五〇號

昭和十三年九月九日

各地方長官殿

文部省普通學務局長

統後援強化週間實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ本年八月十二日附發社二八五號ヲ以テ文部次官、內務次官、厚生次官ノ連名ヲ以テ通牒ノ次第モ有之其ノ實施方ニ關シテハ夫々御配意中ノコト、存セラル、モ特ニ小國民ニ對シ戰歿軍人ノ遺功ヲ俾バシメ傷痍軍人出征軍人及之ガ家族等ニ對スル感謝ノ念ヲ昂揚セシムルハ現下ノ時局ニ鑑ミ最モ緊密ナルコトニシテ職ヲ教育ニ奉ズル者ハ深ク惟ヲ是ニ效スノ要アルモノト認メラル、ニ付管下教職員ヲ督勵セラレ兒童生徒ニ對シ此ノ趣旨ヲ徹底セシムル様特ニ御配意相成度此段依命通牒ス

追テ右週間ニ於テ強調セラル、趣旨ハ勿論永續的ニ一般國民ノ日常生活ノ上ニ具現セシムルノ要アルトコロナルモ差當リ左記事項參考ノ上實施セラル、様致度

記

- 一、各學校ニ於テハ本週間實施ノ趣旨ニ關シ訓話ヲ行フノ外修身習字作文其ノ他ノ學科目ノ教材ニ之ヲ採取シ兒童生徒ニ對シ戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人ニ對スル尊敬感謝ノ念ヲ涵養スルト共ニ之ヲ通ジテ各家庭ニ其ノ趣旨ヲ徹底セシムルコト
- 二、各學校ニ於テハ最寄ノ神社、寺院其他適當ナル場所ニ於テ傷痍軍人ノ平癒祈願竝ニ出征軍人ノ武運長久祈願等ヲ爲スコト
- 三、教職員兒童生徒ノ代表者ヲシテ隨時戰歿軍人及傷痍軍人出征軍人ノ家庭ヲ訪問セシメ表弔慰問等ヲ爲サシメ又其ノ家業ニ對シ勤勞奉仕等ヲ行ハシムルコト
- 四、教職員兒童生徒中戰歿軍人、傷痍軍人、出征軍人ニ對シ善行ヲ爲セル者ノ美德ヲ賞揚スル爲之ガ表彰ヲ行フコト

- 五、學藝會、同窓會、展覽會等ハ戰歿軍人、傷痍軍人ノ賞揚ニ因メルモノヲ加ヘテ開催シ戰傷軍人ノ外出征軍人遺族家族ヲモ招待シ慰安施設等ヲ講ズルコト
- 六、學校及同窓會ヨリ兒童生徒又ハ父兄等ニ配付セラル、印刷物ニハ戰歿軍人ノ遺功戰傷病軍人、出征軍人等ノ動靜其ノ家庭ノ事情等ヲ掲載スルコト
- 七、出征軍人ノ遺族、家族等慰問ノ爲兒童生徒及其ノ家庭ヨリ兒童生徒ノ成績品新聞雜誌等ヲ適當ニ取纏メ送付スルコト

9. 外地關係各方面に於ても本週間の趣旨を強調せしむる事項

統後援強化週間を一層意義あらしむる爲外地關係の各方面に於ても内地に準じて本週間の趣旨を強調せらるゝ様軍事保護院副總裁より拓務次官及對滿事務局次長宛左の依頼狀が發せられた。

軍事保護院發授第九號

昭和十四年八月十四日

軍事保護院副總裁

拓務次官殿
對滿事務局次長殿

統後援強化週間實施ニ關スル件

標記ノ件ニ關シテハ過般ノ次官會議ノ決定ニ基キ既ニ夫々實施ノ御準備中ノコトトハ存候へ共此際本週間ノ效果ヲ一層發揮スル爲貴管下外地關係各方面ニ於テモ内地ニ準ジ一齊ニ右週間實施方何分ノ御配慮相煩度此段及御依頼候

10. 傷痍軍人及戦歿軍人寡婦の指導に関する事項

銃後後援強化週間に當り傷痍軍人が愈々自奮自勵其の再起奉公の志を遂ぐる様又戦歿軍人寡婦にして教壇に志しつゝある者が一層其の家門の榮譽を顯揚し銃後國民の範となる様適當なる指導方に關し軍事保護院より夫々關係方面に對し左の通牒が發せられた。

尙大日本傷痍軍人會事務總長よりも各支部長に對し通牒が發せられたので併せて左に之を掲げる。

接收第一二九號

昭和十四年八月二十八日

軍事保護院 援護局長

傷 兵 院 長 殿

各傷痍軍人療養所長殿

各傷痍軍人職業補導所長殿

大日本傷痍軍人會長殿

銃後後援強化週間實施ニ關スル件

本月十日次官會議ニ於テ標記週間實施大綱別紙ノ通決定セラレ國民精神總動員運動ノ一環トシテ本週間ヲ設定シ客年賜ハリタル軍人援護ニ關スル勅語ノ 聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ普及徹底ヲ圖リ銃後後援ノ完璧ヲ期スルコトト相成候ニ付テハ學國援護ノ國民的赤誠ニ應フル爲傷痍軍人側ニ於テハ専ラ精神修養ノ方途ヲ講ジ愈々再起奉公ノ實ヲ舉グルニ努ムル様指導スル等可然御配意相成度

軍事保護院發援第二九號

昭和十四年九月廿九日

軍事保護院 援護局長

軍事保護院 業務局長

傷痍軍人中等教員養成所長殿

失明傷痍軍人寮長殿

失明傷痍軍人教育所長殿

啓成社内傷痍軍人東京職業再教育所長殿

銃後後援強化週間實施ニ關スル件

今般政府ニ於テハ國民精神總動員運動ノ一環トシテ別紙大綱ニ依リ銃後後援強化週間ヲ設ケ客年賜ハリタル「軍人援護ニ關スル勅語」ノ 聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後後援思想ノ徹底ヲ圖リ銃後後援ノ完璧ヲ期スルコトト相成候ニ付テハ學國援護ノ國民的赤誠ニ應フル爲傷痍軍人側ニ於テハ専ラ精神修養ノ方途ヲ講ジ愈々再起奉公ノ實ヲ舉グルニ努ムルヤウ指導スル等可然御配意相成度

軍事保護院發援第二九號

昭和十四年九月廿九日

軍事保護院 援護局長

東京特設中等教員養成所長殿

奈良特設幼稚園保姆養成所長殿

銃後援強化週間實施ニ關スル件

今般政府ニ於テハ國民精神總動員運動ノ一環トシテ別紙大綱ニ依リ銃後援強化週間ヲ設ケ客年賜ハリタル「軍人援護ニ關スル勅語」ノ聖旨ヲ奉體シテ大ニ銃後援思想ノ徹底ヲ圖リ銃後援ノ完璧ヲ期スルコトト相成候ニ付テハ舉國援護ノ國民的赤誠ニ應フル爲貴養成所ニ修業中ノ戰歿軍人軍屬ノ寡婦ニ在リテハ愈々修養ヲ勵ミ自奮自勵益々家門ノ榮譽ヲ顯揚シ銃後國民ノ範トナルヤウ指導スル等可然御配意相成度

傷痍本發第五〇六號

昭和十四年九月十六日

大日本傷痍軍人會
事務總長 岩 倉 正 雄
各 支 部 長 殿

銃後援強化週間ニ於ケル實施要綱ニ關スル件

來ル十月施行ノ銃後援強化週間ニ當リ會員ノ指導方ニ關シテハ既ニ去ル八月二十六日附傷痍本發第四七八號ヲ以テ會長ヨリ通牒相成居候處細部ニ關シテハ別紙實施要綱ニ準據シ地方ノ實情ニ應ジ夫々具體的方法ヲ講究實施セシメラルル様御配意相成度候

追テ傷痍軍人ニ對スル國家國民ノ好意ニ對シテハ常ニ感謝ノ念ヲ披瀝シテ之ヲ受クルハ固ヨリ可ナルモ寧ロ老、幼、婦女子等ニ對シテハ進ンデ座席ヲ讓與スル等名譽アル傷痍軍人トシテ其ノ美德ヲ發揮セシムル様特ニ留意セラレ度尙與亞奉公日ニ於テモ本要綱ニ準ジ實施セシメラルル様致度候

銃後援強化週間ニ於ケル實施要綱

一、報恩感謝

イ、起床後宮城ヲ遙拜スルコト

ロ、最寄ノ神社ニ早朝參拜シ出征軍人ノ武運長久及傷病軍人ノ平癒祈願ヲナスコト

ハ、戰歿軍人ノ墓ニ參詣スル等慰靈ノ誠ヲ捧グルコト

ニ、戰場ノ勞苦ヲ偲ビ一切ノ享樂ヲ抑制シ家庭ニ於テモ職場ニ於テモ節酒節煙一汁一菜ヲ勵行スルコト

ホ、前線將兵ニ對シ慰問文又ハ慰問品ヲ發送スルコト

ヘ、支部又ハ分會ニ於テハ報恩感謝ノ爲ノ修養會ヲ開催シ併セテ將來實踐スベキ善行ノ要目ヲ定メ其ノ實行ヲ誓フコト

二、傷痍軍人五訓ノ實踐

イ、傷痍軍人五訓ヲ朝夕朗讀シ之ガ實踐ヲ誓フコト

ロ、支部又ハ分會ニ於テハ體操、操練、勤勞奉仕等所謂「行」ノ修養ヲ通ジ會員ノ心身ヲ鍊磨セシムルコト

ハ、支部ニ於テハ傷痍軍人五訓ヲ會員ニ體得セシムル爲有効適切ナル方途ヲ講ズルコト

三、國民精神總動員運動ヘノ積極的參加

時局ノ認識ヲ深メ愈々勤勞報國ノ實ヲ舉グルハ固ヨリ各般ノ國民精神總動員運動ニ進ンデ參加シ以テ率先銃後援ノ範ヲ垂ルベキコト

三、教化關係團體協議會の開催

銃後援強化に協力し來つた各教化關係團體に對し週間に當り一層その連結を密にし全面的にその活動を促す爲九月廿六日午前十時より軍事保護院に國民精神總動員中央聯盟、中央教化團體聯合會、愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會、大日本青年團、大日本聯合女子青年團及佛教聯合會の幹部の參集を求め兒玉副總裁より挨拶ありたる後各團體より常時の活動狀況につき情報を交換、更に強化週間に於ける實施事項につき打合せを遂げ意見の交換をした。各團體

の實施すべき事業は次項に掲ぐる通である。

四、各種團體の實施すべき事業及助成

前項協議會の打合せに基づき各關係團體に於ては左の事業を實施することとなり、軍事保護院に於ては必要なる講師等を派遣することとし、夫々之が經費に對し助成することとなつた。

- 一、國民精神總動員中央聯盟に對しては、今回は別段經費助成がなかつたが、同聯盟に於ては
 - 一、軍事保護院と共同主催の大講演會開催
 - 二、各地方に對する講師派遣
 - 三、各種協議懇談會の開催
 - 四、立看板「ポスター」等の作成配付
 - 五、機關誌の特輯發行
- をなす事となつた。

各團體事業概要

中央教化團體聯合會

- 一、指定教化町村特別指導
 - 一、機關誌「教化運動」特輯
- ##### 愛國婦人會
- 一、愛國婦人會、國防婦人會、聯合婦人會、女子青年團共同主催銃後後援婦人大會並祈願祭開催
 - 一、銃後家庭強化の歌發表大會開催

一、「銃後々援強化についての心構」募集

一、機關誌「愛國婦人」特輯

大日本國防婦人會

- 一、銃後々援婦人大會並祈願祭開催
- 一、機關誌「日本婦人」特輯

大日本聯合婦人會

- 一、銃後後援婦人大會並祈願祭開催
- 一、教化資料の頒布(機關誌「家庭」十月號附録)
- 一、機關誌「家庭」特輯
- 一、詩歌民謡優秀作品發表會

大日本聯合女子青年團

- 一、銃後々援婦人大會並祈願祭開催
- 一、銃後々援女子青年大會並祈願祭開催
- 一、軍事保護事業女子青年團實踐事項懸賞募集
- 一、機關誌「女子青年」特輯

佛教聯合會

- 一、全國各宗派寺院住職僧侶ノ「皇軍感謝銃後々援報國托鉢」の勤行及「辻說法」
- 一、檀信徒中戰歿將兵の慰靈追悼法要執行
- 一、戰歿將兵の墓參及讀經回向

一、機關誌「政教新論」(十月號)特輯及同臨時增刊「軍人援護強化號」發行

五、映畫の作製

軍事保護院に於ては曩に傷兵保護院に於て作製した文化映畫「護れ傷兵」を改訂し「新版護れ傷兵」を作製した外、劇映畫「光われ等と共に」及「曉の門出」を作製し、尙新興東京作品劇映畫「父は九段の櫻花」を購入し全国各地に貸與上映せしめた。又短篇「護れ銃後」を作製し東京府下の常設館に於て上映せしめた。

(二) 銃後援強化週間の實施

一、中央に於ける各種の催

1. 日比谷に於ける大講演會

週間第一日、十月三日午後七時より軍事保護院、東京府、東京市、國民精神總動員中央聯盟の共同主催に依り、日比谷公會堂に於て「銃後援強化大講演會」が開催せられた。聴衆は定刻數時間前より蜿蜒長蛇の列をなして待ち構へ、六時の開場と共に滿場忽ち立錐の餘地なき盛況に達した。大會は左の順序に依り進行せられ、會衆は壇上の各大臣講師の熱辯を傾聴し、時局の波を乗り切る國民の熱意は各人の面上に溢れて、何れも銃後援の眞摯なる實踐を期して十時盛會裡に散會した。因に當日の各大臣の演述はラヂオを通じて全國に放送せられた。

○銃後援強化大講演會次第

一、愛國行進曲(一同合唱)

其他 數曲

一、開會の挨拶

一、國歌 齊唱

一、宮城遙拜

一、戰歿將士の慰靈、傷痍軍人の平癒祈願及皇軍將兵の武運長久祈念

一、演述

海軍軍樂隊、東京府知事 岡田周造

內閣總理大臣 阿部信行閣下

陸軍大臣 畑俊六閣下

海軍大臣 吉田善吾閣下

厚生大臣 小原直閣下

元文部大臣 平生三郎氏

國民精神總動員中央聯盟事務局長 岡部長景

東京市長 頼母木桂吉

休憩

一、大日本傷痍軍人歌

獨唱 伊藤武雄、伴奏 日本ピクチャー管絃樂團

一、母と子

一、父は九段の櫻花
 獨唱 四家文子
 伴奏 日本ビクター管絃樂團

獨唱 杉山美子
 伴奏 日本ビクター管絃樂團

一、映畫「曉の門出」(新興キネマ新作品)上映
 尙當日は軍事保護院、大阪府市共同主催の下に大阪市中の島公會堂に於ても同様大講演會が開催せられ本庄總裁並に國民精神總動員中央聯盟有馬會長が出席講演せられた。

2. 護れ銃後大展覽會の開催

十月三日より十五日間日本橋白木屋百貨店に於て軍事保護院主催を以て標記展覽會を開催した。その第一會場には軍人援護に關する 皇室の御仁慈及主として傷兵保護事業に關する政府の施設につき圖表、寫眞、模型、チオラマ、パノラマ其他ガラス寫眞等に依る資料に展示し、併せて大日本傷痍軍人會の出品及全国各地の傷痍軍人職業補導所より寄せられた優秀なる製作品も多數陳列せられた。

又第二會場には軍人の遺族及家族の援護事業の概況並に恩賜財團軍人援護會に關する資料を蒐め、政府の施設の概觀、團體の活動及國民各層の力強い援護の狀況を展示して觀覽者に多大の感銘を與へた。

3. 内務 厚生 兩省職員出征者家族慰安會

十月八日在職出征者家族並に遺族及傷痍軍人を小石川植物園に招待して大臣主催の慰安會が催された。

此の日秋晴の好天氣に恵まれ五百人に餘る家族達は大臣の挨拶に次いで數々の餘興に興じ園内諸所に設けられた模擬店に於て思ひ思ひの食事をなす等招いた者も招かれた者も共に感謝と感激の愉快な一日を過した。

4. 紙芝居總動員

全市六百二十六校の小學校に對し軍事保護院、東京市後援の下に日本教育紙芝居協會をして、二十七班に分れて「ほまれの記章」、「銃後の子供達」の二篇を巡演せしめた。

又三越其他のデパート十五ヶ所、上野其他の公園十五ヶ所に於て、軍事保護院及日本文化協會主催の下に紙芝居貸元業者をして「心の花束」、「父は九段の櫻花」を實演せしめた。

右の外市内到る處の街頭にも約一千名の業者が動員せられ、二日間に亘り「心の花束」、「父は九段の櫻花」を通常の紙芝居に加へて洩れなく實演せしめた。

5. ラヂオ放送

週間中各放送局に於ても銃後後援強化に關する各種の放送をなし、之が趣旨徹底に努めたのであるが、東京中央放送局より全國に放送した特輯番組は左の通りである。

○銃後後援強化週間中特輯番組

日	時	種	目	演	題	ト	放	送	者
十月三日									

前七〇〇—前七・一〇	朝禮放送	奈良軍人授後會長
後〇〇〇—後〇〇・一〇	默禱	重話劇「善人村」テアトロピッコロ劇團出演
後六〇〇—	子供ノ時間	日比谷公會堂講演會實況
後七・三〇—	中繼放送	「國家總力戰ト銃後ノ護リ」(下)
後八・三〇—	時局讀本	「みんなで」薄田研二等出演
後八・四〇—	ラヂオドラマ	「事變下に仰ぎ奉る皇室の御仁慈」本庄軍事保護院總裁 前線ヨリ
十月四日	講	「應召商工業業者の問題」
後七・三〇—	中繼放送	遺族二名「私共の覺悟」
後八・〇〇—	ニユース解説	「遺族の一人として」 故陸軍騎兵中佐高橋四郎未亡人 高橋安
後九・五三	講	「豫備」故陸軍歩兵中佐淺井敏夫未亡人 中島慶子
十月五日	講	「散るも散らぬも櫻花」筑波雲
後三・〇〇—	浪花節	「搖がぬ銃後」兒玉軍事保護院副總裁
十月六日	講	「英靈を護る方々へ」(軍事保護院遺家族指導員)金子しげり
前一〇・二〇—一〇・四〇	講	

後九・五三	ニユース解説	「歸還軍人の保護」
十月七日	座談會	「職場に更生しつつある傷痍軍人の體驗を語る」 東京職業紹介所長 糸井謹治 日本化工株式會社 川上文太郎 造兵廠東京工廠 佐藤武志 東亞研究所事務員 森繁生
後七・四〇—	座談會	「秋空晴れたり」龍齊貞丈主演
後九・〇〇—	講	「重大時局に際會して傷痍軍人の所信を述ぶ」 蒲大日本傷痍軍人會副會長
十月八日	ナシ	「勇士村へ歸る」小杉勇、井染四郎、瀧花久子主演
十月九日	ナシ	「慰問傷痍軍人諸君詩以贈之」
後六・二五—	講	「慰陣歿將士遺族」
後八・〇〇—	ラヂオ小説	「贈出征軍人家族」佐々木孝吾出演
後八・四〇—	詩吟	

6. 各種印刷物等の作製(購入)配付

本週間實施に當り軍人授護に關する勅語を捧讀することになつてゐるので、關係方面に對し勅語寫を配付し、又軍事保

護院、鐵道省、各道府縣^{財團}軍人援護會其他より「ポスター」「リーフレット」「パンフレット」等各種の印刷物を刊行して、各道府縣市町村其他各團體等各方面へ配付し、是等のポスターは官公署、銀行會社、百貨店其他街頭にも汽車電車自動車の中にも到る處に掲出されたのであるが、軍事保護院にて作製(購入)した印刷物は左の通である。尙「ポスター」の中省線社線の車内に掲出した分は鐵道省との共同に成るものである。又^{財團}軍人援護會に於ては「ポスター」二種を作製し、全國に配付したる外軍人傷痕記章及軍人遺族記章の認識を正確ならしむる爲同記章模型を作成し内地外地の各小學校に配付した。

右の外「傷痕の勇士」及「をちさんありがとう」の蓄音器「レコード」を軍事保護院より全國百貨店に配付し週間中演奏せしめることにした。

作製(購入)印刷物

種別	題	號	其	他
勅語	軍人援護に関する勅語			
パンフレット	寫眞週報及週報(購入)			
紙芝居	繪本「ホマレノヲヂサン」 「譽の記章」外三篇			
リーフレット	銃後援強化週間實施大綱			
ラシ	銃後の護りを一層固めませう			
	歌詞歌曲入りチラシ			
	標語入圖案チラシ			

種別	題	號	其	他
ポスター	婦人、女子青年大會配付用ピラ			
一般教化用	四六半切傷痕軍人援護用 「護れ傷兵郷土の譽」			
交通關係用	四六半切遺家族援護用 「英靈を偲び遺族を護りませう」 四六半切停車場用 「乗り降りも先づ戦傷の勇士から」 菊半切電車車内用 「護れ勞はれ傷痕の勇士」 四六判八切市電市バス用 「傷ついた勇士の手となれ足となれ」			

二、地方に於ける大講演會の開催

その他地方に於ても中央と相呼應して週間實施要綱に基き或は勅語奉讀式、戦歿軍人の慰靈祭、默禱、祈願等に國民の熱誠が披瀝せられ或は遺烈顯彰の展覽會に故人の忠烈を偲び、或は生活支援の徹底に、各種協議懇談會、講演會、慰安會の催に劇場、映畫館、湯屋及旅館等に於ける接遇の改善に、更に又善行者の表彰、青少年に對する趣旨の徹底等に、銃後後援の國民の熱意は愈々高く顯示せられた。

大日本傷痍軍人會に於ても國民のこの熱誠に對應して夫々支部に於て修養會その他に愈々自奮自勵の決意を固め、或は進んで勤勞奉仕に参加し或は戰友の墓參墓地清掃を行ふ等洵に心強き限りであつた。

尙道府縣の講演會には國民精神總動員中央聯盟より講師を派遣したがその顔觸れは左の通である。

府	縣	開催地	日時	派遣講師
大	阪	大阪市	三日	(大阪は本院と府市の共同主催他は精勵、道府縣、市の共同主催) 國民精神總動員中央聯盟 有馬會長 軍事保護院總裁 本庄大將 陸軍少將 志道保亮
北	海	旭川市	四日	同
		札幌市	五日	同
青	森	函館市	六日	同
岩	手	盛岡市	四日	陸軍少將 和田由恭
宮	城	仙台市	三日	陸軍少將 評論家 津久井龍雄
山	形	山形市	七日	海軍少將 關根群平
福	島	福島市	六日	陸軍大將 松井石根
茨	城	水戸市	五日	海軍中將 古川鈿三郎、前外務政務次官 松本忠雄
栃	木	宇都宮市	八日	陸軍大將 奈良武次、海軍大佐 古田中博
埼	玉	浦和市	三日	陸軍中將 鎌田彌彦、元文部次官 伊東延吉

千	神	新	富	石	福	長	靜	愛	滋	京	兵	奈	和	鳥	鳥	岡	廣	香	
葉	奈	湯	山	川	井	野	岡	知	賀	都	庫	良	山	取	根	山	島	川	
銚子町	横濱市	新潟市	富山市	金澤市	福井市	長野市	静岡市	名古屋	大津市	京都市	神戸市	奈良市	和歌山市	鳥取市	石見益田町	岡山市	廣島市	高松市	
七日	三日	三日	五日	六日	八日	四日	五日	三日	八日	四日	五日	八日	七日	五日	五日	六日	三日	四日	
同	陸軍中將 堀内文治郎、東洋大學教授 評論家 高島米峰 陸軍大將 岸本綾夫、大正大學教授 大村桂殿	同	同	同	海軍中將 野田清	陸軍大將 岸本綾夫、大正大學教授 大村桂殿	海軍中將 堀内文治郎、東洋大學教授 評論家 高島米峰	貴族院議員 子爵 土岐章、陸軍中將 福田袈裟雄、大阪毎日主筆 下田將美	早稻田大學教授 杉山謙治、陸軍中將 中野直枝	貴族院議員 子爵 土岐章、陸軍中將 福田袈裟雄、大毎主筆 下田將美	貴族院議員 子爵 土岐章、前藏相 石渡莊太郎	東洋大學教授 評論家 高橋米峯、陸軍中將 堀内文治郎	海軍中將 中野直枝、大毎主筆 下田將美	海軍中將 野田清	同	同	商學博士 井上貞藏、海軍中將 中野直枝	海軍中將 野田清	陸軍少將 三橋濟

愛媛	福岡	佐賀	長崎	熊本	大分	鹿兒島	沖繩
松山市	福岡市	佐賀市	長崎市	熊本市	大分市	鹿兒島市	那覇市
三日	四日	三日	五日	七日	五日	三日	七日
同	陸軍中將 三宅光治	同	同	陸軍少將 桑名照貳	同	陸軍少將 森本義一	同

三、各種團體等の實施事項

1. 國民精神總動員中央聯盟

國民精神總動員中央聯盟に於ては東京及大阪に於て、軍事保護院、府、市と共同主催の下に大講演會を開催した外、道府縣主催の講演會に講師を派遣したが、その詳細は前掲の通である。又加盟團體をして夫々適切なる施設を講せしめ、その活動を督勵したが、特に軍事保護關係團體に對しては週間に先立ち左の協議懇談會を開催した。

(イ) 銃後援強化に関する産業經濟團體協議懇談會

九月二十九日午後三時より聯盟會議室に於て、左記關係者出席の上、傷痍軍人召集解除者の就職並に復職軍人遺族家族の就職を容易ならしむる等之が生活支援の徹底に關し産業經濟團體として特に協力措置すべき事項について協議懇談し、左の希望事項の決定を見た。

希望事項

- 一、傷痍軍人、召集解除者は應召前の職業に復職せしむること、但し傷痍軍人にして其の傷痍の程度により原職場に就かしむること困難なる場合は雇傭上に於て適當なる他の職場に就かしむること。
- 二、前項の場合に於ける待遇は努めて應召前より低下せしめざることを。
- 三、一般従業員に對しては傷痍軍人援護の趣旨を徹底せしめ同一職場に傷痍軍人ある場合は特に同僚間の理解を深めしむること。
- 四、新に従業員を雇傭する場合は召集解除者、傷痍軍人、軍人遺族家族を優先的に雇傭すること。
- 五、雇傭中の軍人遺族家族に對しては努めて之が待遇に留意すること。
- 六、傷痍軍人、軍人遺族家族の經營する營業に對しては特に支援に努むること。

懇談會出席者

日本實業組合聯合會、日本商工會議所、全國産業團體聯合會、日本經濟聯盟會、鐵道同志會、工業組合中央會、商業組合中央會、全國貯蓄銀行協會、全國無盡中央會、帝國農會、産業組合中央會、中外商業新報社、日本工業新聞社、東洋經濟新報社、ダイヤモンド社。

(ロ) 銃後援強化に関する軍事保護關係團體協議懇談會

九月三十日午前十時より聯盟會議室に於て標記懇談會が開催せられ、傷痍軍人、軍人遺族、家族に對する軍事保護に關し、關係團體として協力すべき事項につき協議せられた。當日の出席者は軍事保護院厚生省の關係官の外、左の各團體代表者であつた。中央社會事業協會、全日本方面委員聯盟、日本赤十字社、日本醫師會、日本齒科醫師會、日本藥劑師會、恩賜財團濟生會、恩賜財團愛育會。

2. 中央教化團體聯合會

曩に傷痍軍人援護に關する町村民教化の特別施設を講ぜしめた指定教化町村中左記に對し職員を派し縣よりも係官出席の上村内有力者役場に參集し、之等指定者を中心に研究協議會を開催し尙部落常會の實地指導を行つた。

○特別指導町村

- 三 日 富山縣大布施村
- 三 重 縣 豐 地 村
- 四 日 三 重 縣 淺 井 村
- 同 射 和 村
- 五 日 同 北 般 若 村
- 兵 庫 縣 八 幡 村
- 六 日 石 川 縣 宇 氣 村
- 同 鹽 田 村
- 七 日 同 旭 村
- 九 日 岡 山 縣 福 谷 村

3. 婦人團體の活動

(イ) 銃後後援婦人大會の開催

愛國婦人會、大日本國防婦人會、大日本聯合婦人會及大日本聯合女子青年團共同主催に依り、左の通銃後後援婦人大會

を開催した。各參集者は午後一時半夫々左記神社に集合し、出征軍人の武運長久祈願、傷痍軍人の平癒祈願に婦人の眞心を籠めたる後、堂々隊伍を整へて各團體旗を先頭に肅々と街頭行進を起し銃後婦人の意氣高らかに會場に參集開會の辭、宮城遙拜、國家齊唱の後、英靈に對し一同心からなる默禱を捧げ、主催者挨拶後別記申合せをなして銃後婦人の固き決意を誓つた。次で軍事保護院總裁告辭、知事及市長の祝辭があり軍事保護院派講師の講演、萬歳三唱の後一旦會を閉じ、引續き餘興に入り、ヴィクター、コロムビア、ポリドール三會社中より派遣の歌手、樂手の「傷痍の勇士」其他の演奏後映畫「父は九段の櫻花」に滿堂の涙を絞り軍人援護の心操を深め、有意義なる會を終つた。

記

府 縣	期 日	祈 願 祭 場	婦 人 大 會 々 場	講 師
東 京	四 日	靖 國 神 社	共 立 女 子 學 園	軍 事 保 護 院 援 護 局 長 數 藤 鐵 臣
愛 知	五 日	護 國 神 社	名 古 屋 公 會 堂	軍 事 保 護 院 總 務 課 長 平 井 章
京 都	六 日	平 安 神 社	京 都 府 立 第 一 高 女	軍 事 保 護 院 業 務 局 長 櫻 井 安 右 衛 門
福 岡	七 日	宮 崎 宮	福 岡 市 記 念 館	軍 事 保 護 院 扶 助 課 長 越 野 菊 雄

(申合せ事項)

- 一、戰歿軍人の遺功を偲び遺族の援護に努めませう。
- 一、傷痍軍人に對し變らぬ感謝で其の再起奉公を援けませう。
- 一、出征將兵の勞苦を想ひ感謝の誠で其の家族を護りませう。
- 一、子女に對し家庭に於て軍人援護の精神を徹底させませう。

一、各自の家庭を整へ銃後婦人としての務を果しませう。

(口) 銃後援女子青年大會の開催

右の外女子青年團單獨主催を以て同様の大會を左記に於て開催した。行事等は全體前記大會同様に付省略す。

府	縣	期	日	祈願祭場	女子青年大會々場	講	師
大	阪	三	日	生國魂神社	青年塾堂	厚生省文書課長	小林尋次
兵	庫	六	日	湊川神社	神戸小學校	軍事保護院援護課長	青柳一郎

(ハ) 軍人援護に関する當選作品發表會の開催

週間直後十月十一日午後一時より日比谷公會堂に於て「戰士へ感謝の集ひ」を開催、在京の傷痍軍人白衣の勇士を招待して曩に懸賞募集に依り全國婦人層より募集の民謡、短歌、作文、詩の優秀作品の發表其他舞踊、映畫等を催し詩歌を通じて軍人援護の心操涵養に資した。

(ニ) 「銃後家庭強化の歌」發表會

愛國婦人會に於ては、曩に「銃後家庭強化の歌」として選定した「のぼる朝日に照る月に」及「銃後の日本大丈夫」の歌曲及其舞踊の發表會を十月十四日午後六時より日比谷大音樂堂に於て開催した。

4. 佛教聯合會

佛教聯合會に於ては週間運動に先立ち佛教各宗派布教師に對し各地に於て軍事保護事業に関する講習協議會を開催し

て、布教の實際に當りて軍人援護の心操涵養に資する所あつたが、週間に際しては全國各宗派寺院住職僧侶を督勵して皇軍感謝、銃後々援、報國托鉢の勤行又は辻説法を行ひ檀信徒其他一般に對し銃後々援の強調に努め、又檀信徒中の戦歿將兵の遺族を招き慰靈追悼法要を執行し、戦歿將兵の墓參及讀經回向等を行つた。

5. 新聞社に於て企畫せられたる事項

(イ) 銃後援強化標語の募集

讀賣新聞社に於ては軍事保護院後援の下に標語の募集を行つたが應募總數七萬八千七百七十六通に達し、其の中左の入選標語が決定せられた。

入選標語

- 一 等 護れ興亞の兵の家
- 二 等 征かぬ身はゆくぞ援護へまつしぐら
- 同 遺家族の心になつて身になつて
- 三 等 一億で背負へ譽の家と人
- 同 遺族に家族に傷兵に光を力をまごころを
- 同 心で感謝身で援護
- 同 忠魂へ遺族援護の捧げ銃
- 同 護國の家へ學國の援護

(ロ) 軍人援護に関する 皇后宮御歌奉體三曲演奏大會の開催

長くも曩に 皇后陛下が今次事變による出征及應召の軍人遺族、家族戦死者及傷病軍人の上に 御心を注がせ給ひ御詠み遊されたる御歌三首を箏曲に謹作曲(軍事保護院撰定—宮城道雄作曲)し之が發表演奏會を都新聞社主催軍事保護院後援の下に今次事變名譽の傷痍軍人たる伊藤武雄氏の御歌奉唱、宮城道雄氏の演奏を以て週間最終日の九日比谷公會堂に於て開催した。

當日は三曲界各流大家も此の際御歌の趣旨を奉體し何れも軍人援護に因む曲目を以て出演聴衆に多大の感銘を與へ盛會を極めた。

(ハ) 銃後後援強化寫眞の募集

報知新聞社に於ては軍事保護院後援の下に銃後後援強化を表現する寫眞の募集をなしたところ、應募作品二千三十一點の多きに達し、内優秀作品三十五點を同紙上に發表し、尙同紙十月廿四日發行の皇軍慰問號に特輯して前線に發送し、銃後の固めの強さと援護の暖い情景を現地將兵に傳へ前線銃後の結合を愈々強くするものがあつた。

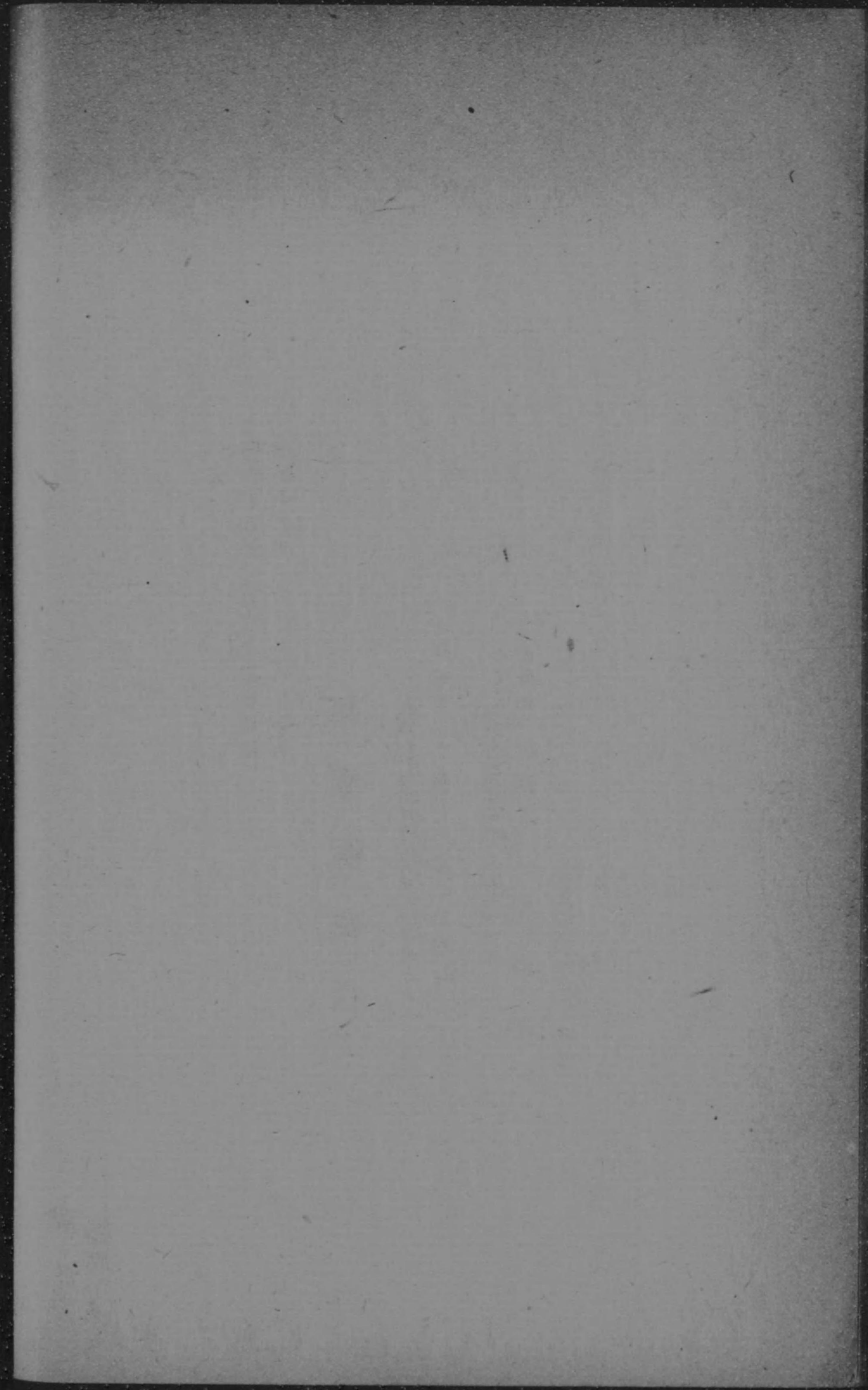
昭和十五年二月二十五日印刷
昭和十五年二月二十八日發行

軍事保護院

印刷人 篠倉政一
東京市京橋區湊町二丁目十六番地

印刷所 第一印刷所
東京市京橋區湊町二丁目十六番地

電話京橋區(三)六〇六三五番



≡ 4 M34

寄贈



3903.6



